

平成二十八年三月十四日提出  
質問第一八九号

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

## 日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書

日本共産党と「破壊活動防止法」(以下、「破防法」とする)に係る、過去の政府答弁を踏まえ、以下質問する。

一 「破防法」で定める、暴力主義的破壊活動とはどのような活動であるか説明を求める。

二 昭和五十七年四月一日、第九十六回国会、参議院法務委員会に於いて、公安調査庁は「破防法」に基づ

く調査対象団体として、左翼関係として七団体、右翼関係として八団体ある旨答弁されていると承知する

が確認を求める。

三 二にある「左翼関係として七団体」に日本共産党は含まれているか、また、平成十一年十二月二日、第

百四十六回国会、参議院法務委員会に於いても、「公安調査庁長官にお尋ねしますが、平成元年の二月に

衆議院の予算委員会で不破委員長が、共産党が破防法の調査対象団体になっていることについて質疑して

いますが、今日でも調査対象団体でしょうか。国民の多くはまさかと思っているんじゃないかと思ひます

が、その点についてお答えいただきたいと思ひます。」との質問に、「御指摘の点につきましては、今日

でも調査対象団体でございます。」と答弁されているが、現在も公安調査庁は、日本共産党を「破防法」

に基づく調査対象団体と認識しているか、確認を求める。

四 昭和五十七年四月二十日、第九十六回国会、衆議院地方行政委員会に於いて、警察庁は「ただいまお尋ねの日本共産党につきましては、民青を含めまして、いわゆる敵の出方論に立ちました暴力革命の方針を捨て切っていないと私ども判断しておりますので、警察としましては、警察法に規定されます「公共の安全と秩序を維持する」そういう責務を果たす観点から、日本共産党の動向について重大な関心を払っているが、見解を求める。

五 昭和二十年八月十五日以後、いわゆる戦後、いわゆる戦後、日本共産党が合法政党となつて以降、日本共産党及び関連団体が、日本国内に於いて暴力主義的破壊活動を行った事案があるか確認を求める。

六 平成元年二月十八日、第百十四回国会、衆議院予算委員会において、石山政府委員が述べられている、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」、並びに、同委員会に於ける不破委員の「政権についたときにその共産党の入った政権なるがゆえに従わない」という勢力が出た場合、そういう勢力がさまざまな暴挙に出た場合、それに対して黙っているわけにはいかない、そういうのは力をもってでも取り締まるのが当たり前

だ、これは憲法に基づく政府の当然の権利でしょう。そのことについて我々は綱領に明記しているわけです。」に対する政府の見解を求める。

右質問する。

平成二十八年三月二十二日發  
答弁第一八九号

内閣衆質一九〇第一八九号

平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議員鈴木貴子君提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

一について

暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項各号に掲げ

る行為をいう。具体的には、刑法上の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行為をなすこと、政治上

の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって刑法上の騒乱、現住建造物等放

火、殺人等の行為をなすこと等である。

二及び三について

御指摘の昭和五十七年四月一日の参議院法務委員会において、鎌田好夫公安調査庁長官（当時）が、破

壊活動防止法に基づく当時の調査対象団体の数について「いわゆる左翼系統といたしまして七団体、右翼

系統といたしまして八団体程度」と答弁し、当該調査対象団体の名称について「左翼関係としまして日

本共産党・・・等でございます」と答弁している。

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。

四について

警察庁としては、現在においても、御指摘の日本共産党の「いわゆる敵の出方論」に立った「暴力革命の方針」に変更はないものと認識している。

五について

お尋ねのうち、「関連団体」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以降、日本国内において暴

力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識している。

六について

お尋ねについては、御指摘の平成元年二月十八日の衆議院予算委員会において、石山陽公安調査庁長官（当時）が、御指摘の不破哲三委員の発言を踏まえて、「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るといふ方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかといふことの問題でございます。私どもはそれらに対しまして、今冷静な立場をもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございます。今のところその結果として直ちに

公党である共産党に対し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないという  
ことであります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておき  
たいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後に不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧  
するというのは、たとえどなたの政権であらうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。どこ  
ろが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がご  
ざいます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてや  
らうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反  
乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部を  
おっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る」と答弁しているとおりであります。

## 共産党が破防法に基づく調査対象団体であるとする当庁見解

共産党は、第5回全国協議会（昭和26年（1951年））で採択した「51年綱領」と「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」とする「軍事方針」に基づいて武装闘争の戦術を採用し、各地で殺人事件や騒擾（騒乱）事件などを引き起こしました（注1）。

その後、共産党は、武装闘争を唯一とする戦術を自己批判しましたが、革命の形態が平和的になるか非平和的になるかは敵の出方によるとする「いわゆる敵の出方論」を採用し、**暴力革命の可能性を否定することなく（注2）**、現在に至っています。

こうしたことに鑑み、当庁は、共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています。

（注1） 共産党は、「（武装闘争は）党が分裂した時期の一方の側の行動であって、党の正規の方針として『暴力革命の方針』をとったことは一度もない」（3月24日付け「しんぶん赤旗」）などとしています。共産党自身が5全協を「とちかくも一本化された党の会議であった」と認めています（第7回党中央委員会報告、昭和33年）。

また、不破哲三前議長と上田耕一郎元副委員長の共著「マルクス主義と現代イデオロギー」では、当時の武装闘争について、次のように述べています。「たんに常識はずれの『一場の悪夢』としてすまされることのできない、一国の共産党が全組織をあげ、約2年間にわたって国民にさし示した責任のある歴史的行動であった」

（注2） 共産党は、「『議会の多数を得て社会変革を進める』－これが日本共産党の一貫した方針であり、『暴力革命』など構もゆかりもない」（3月24日付け「しんぶん赤旗」）などと主張していますが、同党が、日本社会党の「議会を通じての平和革命」路線を否定してきたことは、不破前議長の以下の論文でも明らかです。

○ 「『暴力革命唯一論』者の議論は、民主主義を擁護する人民の力を無視した受動的な敗北主義の議論である。しかし、反対に『平和革命』の道を唯一のものとして絶対化する『平和革命必然論』もまた、米日支配層の反動的な攻撃にたいする労働者階級と人民の警戒心を失わせる日和見主義的『樂觀主義』の議論であり、解放闘争の方法を誤まらせるものである」（不破哲三著「日本社会党の綱領的路線の問題点1」）